

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和2年3月12日（木） 10：00～11：55

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、岡課長補佐、高橋課長補佐

実用炉審査部門 塚部管理官補佐、照井安全審査官、角谷安全審査官、立元審査チーム
員

研究炉審査部門 細野企画調査官、小舞管理官補佐、川末主任安全審査官、堀内安全審
査官

東北電力株式会社 原子力部 原子力技術グループ 担当

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置準備室 担当

中部電力株式会社 原子力本部 原子燃料サイクル部 バックエンド・輸送グループ長 他
2名

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 部長 他2名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 廃止措置技術センター 廃止措置計
画グループ リーダー 他2名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部（放射線安全） 副長 他1名

九州電力株式会社 廃止措置統括室 廃止措置管理グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、配布資料(1)に基づき、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規制法」という。）第43条の3の5第11号（以下「本文11号」という。）及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項第11号に係る記載について、炉規制法第43条の3の8第1項の規定に基づき変更を行う場合は、規則第5条第2項第11号の説明書（以下「添付11」という。）は、本文11号に係る変更の時だけでなく、炉規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく変更を行う都度、添付する必要があること、また、記載の内容は、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド2.（6）4）に規定している内容を記載することを説明し、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等と意見交換を行った。

A T E N A等から、添付 1 1 は、現在設置変更の許可の審査中の案件は令和 2 年 4 月 1 日以降に補正の必要があるかとの質問があり、補正の必要がある旨説明した。

なお、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の附則第 5 条第 4 項で求めている許可を受けている者の届出には添付 1 1 の提出の必要はないこと及び規則第 3 条第 2 項第 1 1 号を加えることにより、これまでの第 1 1 号及び第 1 2 号が 1 号ずれるが、そのためだけの変更の届出は必要がないことを説明した。

また、A T E N A等から、規則では「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」であることに対し、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（以下「ガイド」という。）では「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類」と記載しており、規則とガイドが整合していないのではないかととの質問があり、以前から変更がない場合でも全て添付している例もあり問題がないこと及びこれは規則第 1 1 号だけの運用である旨を回答した。

(2) A T E N A等から、配布資料（2）に基づき、廃止措置計画の記載内容に関し、性能維持施設の維持すべき機能や性能の記載内容について説明があり、意見交換を行った。原子力規制庁から、廃止措置段階における維持基準は廃止措置計画に定めるところによることを踏まえ、性能維持施設の位置、構造及び設備と維持すべき性能の関係について検査の視点からも検討し、改めて伝達する旨を回答した。

(3) A T E N A等から、配布資料（3）に基づき、廃止措置計画本文十二の記載案について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、本文の記載については、設置許可における品質管理に関する事項との関係で廃止措置における活動を実施する方針を記載し、添付書類については、本文で示した方針の内容を記載すること。また、その具体的内容は、保安規定で定める内容を踏まえて廃止措置における各プロセスが示されている必要があることを説明し、A T E N A等で次回面談に向けて記載内容を検討することとなった。

(4) A T E N A等から、配布資料（4）に基づき、性能維持施設選定の基本的な考え方について説明があった。原子力規制庁から、状況によっては維持すべき設備、性能等について見直す可能性もあることも含め、細かい点については個別の審査で確認していく旨を説明した。

6. 配布資料

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
- (2) 改正実用炉規則に係る廃止措置計画の記載内容について（A T E N A資料）
- (3) 廃止措置計画 添付書類十二の記載案（A T E N A等資料）
- (4) 性能維持施設選定の基本的な考え方について（A T E N A等資料）